

貸 金 庫 規 定

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ①預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ②公社債券、株券その他の有価証券
 - ③貴金属、宝石、その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または、小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
なお、当初契約期間の使用料は契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。
変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 借主の都合で契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から3月までの使用料を月割計算により返却します。月単位で計算し、たとえ1日でも使用があった場合は1カ月使用したのものとして計算します。

5. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章(または署名)により副鍵袋に入れて封印し、当金庫が所定の場所へ保管します。

6. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。
なお、閉庫後は、貸金庫の施錠を確認して下さい。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

7. (届出事項の変更届)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または、毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。
なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときには、直ちにこれに応じてください。

9. (印鑑照合等)

開庫依頼書、諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。
このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または、格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (取引の制限)

- (1) 当金庫は、借主および代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。借主および代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主および代理人の回答、具体的な取引の内容、借主および代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ

資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、借主および代理人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

13. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
- ②借主について相続の開始があったとき
- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき理由または、格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④店舗の改築、閉鍵その他相当の事由があるとき
- ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

- ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を

妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

なお、遅延損害金についても当金庫は、明渡しの日に第4条第1項の規定に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には、廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することが出来るものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

14. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の措置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

17. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18. (規定の変更)

(1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上